

【議案第 2 号】

福岡県バス対策協議会運営要領の改正について

福岡県バス対策協議会運営要領について、以下のとおり改正することとしたい。

(1) 改正趣旨

福岡県バス対策協議会運営要領では、バス事業者による路線の休廃止や輸送サービスの内容変更等に伴うバス事業者、県、市町村それぞれの対応について定めたものである。

福岡県バス対策協議会の運営を行う中で、要領上、明確になっていない事項や統一されていない事項について、バス事業者及び市町村の意見を踏まえて整理を行うもの。

(2) 主な改正内容について

① 「関係市町村」を明確化したこと。

現在の要領においては、「関係市町村に連絡する」等の記載をしていたが、路線の休廃止等にあって、どこまでを関係市町村とするか不明確であったため、「当該系統（沿線）の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）」のように、対象となる市町村を明確化した。

② 市町村が輸送サービスの内容の変更に係る情報提供を受けた際に、ブロック別地区協議会の開催有無を選択可能としたこと。また、申し出が変更予定日の6个月前に満たない場合の書面による同意を廃止したこと。

③ バス事業者が休廃止等の申し出を行う際の様式を定めたこと。

(3) 改正（案）について

別添のとおり（資料 2－②、2－③）

(4) 施行日

本協議会で承認された日の翌日とし、令和 8 年 4 月 1 日以降の休廃止等に係る申し出から適用する（施行日以前に申し出があったものを除く）。